

2025年度（2024年度実績）事務事業マネジメントシート(簡易)

総合計画
施策番号 5-2-2

事務事業名	固定資産税賦課事務	所属部門	住民税務課	資産税係
町長公約				
簡易シートを選択した理由	<input type="checkbox"/> 予算を伴わない事業 <input type="checkbox"/> 計上予算が負担金・繰出金みの事業 <input type="checkbox"/> 法定受託事務 <input type="checkbox"/> 政策体系に結びつかない事業 <input checked="" type="checkbox"/> 今後3年間で大きな変化が見込まれない事業 <input type="checkbox"/> 成果の説明に反映しない			

<p>〔事業の概要・現状・課題〕</p> <p>●事業の概要・現状 土地、家屋及び償却資産の課税基礎である評価額を決定し、納税義務者調査、減免確認、課税計算等を行い、納税通知書を発送する。</p> <p>土地)分筆・所有権移転等の異動整理、新路線価の調査、現地確認を行う。 家屋)未評価家屋の調査及び評価、滅失家屋等の現地確認、所有権移転等の異動を行う。 償却資産)新規事業者の調査、申告書発送、申告受付、異動入力、現地確認等を行う。</p> <p>●課題 ・固定資産税は、当年の1月1日に固定資産を所有している者に課税する。しかし、納税通知書発送前に所有者が亡くなっている場合は、相続人代表者に納税通知書を送付することになるが、相続人代表者の特定に時間がかかるケースが多くなっている。また、所有者が亡くなった後に、固定資産の所有権移転登記がなされないことや相続放棄する件もあり、将来的に所有者不明の固定資産が増えることが懸念される。</p> <p>・償却資産は納税者の提出する申告書をもとに賦課を行っているが、適正に申告をしていないと思われるものがある。</p> <p>・令和6年度は評価替年。次期評価替年は令和9年度。</p>

〔2025年度及び2026年度以降の方向性・課題の解決方法〕

- ・宅地造成による新築住宅の増加に加え、空き地や既存の住宅を解体した跡地の分筆及び住宅の新築が増えてきており課税にかかる取扱いデータ数は今後も増加する見込み。
- ・令和6年4月から義務化となった相続登記を促すため、住民窓口係で配付する窓口案内文書「死亡に関する主な手続き」に相続登記や未登記家屋の所有権移転について記載し、相続による所有権移転の説明資料を用いて周知・勧奨・説明した結果、以前より相続手続きをする方が増えているため、今後も説明方法を工夫しながら進めていく。
- ・償却資産については、引き続き経営規模や登録状況から不適正と思われるものを抽出し、税務署への申告資料等を活用し、更正していく。
- ・令和9年度固定資産評価替に向けて、情報の収集、必要なデータ等の整理を進めていく。
- ・標準化システムへの移行に向けて、システム会社との協議、必要データの整理、納税通知書レイアウトの確認等を実施し、円滑に移行できるよう取り組む。
- ・住民税務課全体の取り組みとして、窓口業務等における入力作業においてRPA等の活用と、それに伴う業務フローの検証を行うことで楽らく窓口の推進を図る。

内訳		単位	2021年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
事業費	国・道支出金	円					
	地方債	円					
	その他(使用料等)	円	16,150	14,200	14,200		
	一般財源	円	4,023,571	11,286,703	2,635,505	9,868,000	11,301,000
	事業費計	円	4,039,721	11,300,903	2,649,705	9,868,000	11,301,000